**農振法第13条第2項各号について**

　農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第13

条第2項第1号から第６号のすべての要件を満たす必要があります。（いわゆる「除外の６要件」）

　農用地区域からの除外申出にあたり、『変更後の使用目的に係る資料』の中で、この６要件を満たしているかどうかを説明していただく必要がありますので、下記を参考に記載してください。（別紙でも可）

**農振法 第13条 第2項**

**第１号　除外に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないと認められること**

**第２号　農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと**

**第３号　農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと**

**第４号　効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと**

**第５号　用排水路・農道等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと**

**第６号　土地改良事業完了公告における工事完了の属する年度の翌年度から起算して８年を経過した農地であること**

〇 ６要件を満たしているかどうかの説明は、単に「問題なし」「おそれなし」等の記載ではなく、「どのような状況のため」「どのような理由のため」要件を満たしていると判断できるのかの詳細な説明が必要となります。

〇 記載方法は文章・箇条書どちらでも構いませんが、どう書いたら良いかなど、記載内容についての指導はできませんので、インターネット等で調べて記載してください。 ※『除外　６要件』などのキーワードで検索してください。